



平成22年12月22日

大和市文化芸術振興審議会会長 殿

大和市長 大 木 哲

大和市文化芸術振興基本計画（案）について（諮問）

このことについて、大和市文化芸術振興基本計画を策定するにあたり、別添「大和市文化芸術振興基本計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

大和市文化芸術振興基本計画（案）

- 1．計画策定の背景、目的
- 2．計画策定の基本的な考え方
- 3．計画が対象とする文化芸術の領域
- 4．計画の期間と進行管理
- 5．計画の性格
- 6．施策目標・具体的方策
 - (1) 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める
 - 1-1 良質な文化芸術を日常的に触れることのできる機会の充実
 - 1-2 文化的行事や文化芸術活動に関する情報の収集・提供
 - 1-3 文化芸術活動への参加を促す取り組みの推進
 - 1-4 市民の主体的な文化芸術活動への支援
 - 1-5 文化芸術関係者のネットワークの構築
 - (2) すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる
 - 2-1 質の高い文化芸術に触れる機会の確保
 - 2-2 文化芸術の参加体験機会の確保
 - 2-3 創造活動の成果を発表する機会の確保
 - 2-4 子どもの読書活動の推進
 - (3) 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる
 - 3-1 若者の創造活動への支援
 - 3-2 伝統文化継承者の育成
 - 3-3 文化芸術プロデューサー、文化芸術ボランティアの育成
 - 3-4 アーティストバンクの整備
 - (4) 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする
 - 4-1 新たな文化芸術拠点の整備推進
 - 4-2 文化芸術週間での集中的な事業展開
 - 4-3 文化芸術の振興に寄与した者の顕彰
 - 4-4 文化芸術と観光との連携
 - (5) 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる
 - 5-1 日本人市民が異文化を知る機会の確保
 - 5-2 外国人市民が日本文化を学ぶ機会の確保
 - 5-3 文化芸術交流活動の促進
- 7．文化芸術振興の担い手と役割
- 8．モニタリング

1 . 計画策定の背景、目的

国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、平成13年12月、文化芸術にかかわる基本法制の根幹をなす文化芸術振興基本法が制定されました。

同法には、地方自治体の責務として、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定、実施する」ことが謳われています。

これを踏まえ、本市では、平成21年12月に大和市文化芸術振興条例を制定し、その第7条に、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術振興基本計画」を策定することを決めました。

「大和市文化芸術振興基本計画」は、この条例に基づく計画で、条例とともに、文化芸術施策を推進する際の拠り所となるものです。

2 . 計画策定の基本的な考え方

大和市文化芸術振興条例には、4つの基本理念が示されています。この考え方は、本計画においても前提となるものです。

大和市文化芸術振興条例第2条（基本理念）

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

3 . 計画が対象とする文化芸術の領域

この計画が対象とする文化芸術の領域は、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財など「文化芸術振興基本法」に例示されているものを基本とします。

また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。

文化芸術振興基本法における文化芸術の範囲（第8条～14条）

- ・ 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ・ メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術
- ・ 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他我が国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ・ 生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

4 . 計画の期間と進行管理

この計画は、大和市のまちづくりを進めるための施策の方向性を示す「第8次大和市総合計画第一期基本計画（平成21年度～平成25年度）」との整合を図り、計画期間を平成23年度から25年度までの3年間とします。

計画の内容については、有識者と市民で構成する文化芸術振興審議会において、毎年点検を行い、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 . 計画の性格

総合計画の将来都市像を文化芸術の側面から実現するための計画

総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画です。

文化芸術振興基本計画は、総合計画に掲げられた将来都市像「健康創造都市 やまと」を文化芸術の側面から実現するためのプランとしての性格を持っています。

大和市文化芸術振興条例の基本理念を具現化する計画

大和市文化芸術振興条例は、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示すもので、本市の文化芸術振興の拠り所となるものです。

文化芸術振興基本計画は、この条例に定められた基本理念を具現化するための施策の方向性と実現化の方策を示すプランです。

市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

大和市文化芸術振興条例には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。

文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関わる各主体が担う役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

6 . 施策目標・具体的方策

施策目標 1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

文化芸術と聞くと、高尚なものという意識を抱きがちですが、私たちは街を歩いているとき、ふと聴こえてきた音楽に耳を傾けたり、偶然目に留まった絵画に心を奪われたりします。また、映画を観て感動し、小説を読んで涙することもあります。このように、本来、文化芸術は、身近に存在し、私たちの生活に深く溶け込んでいます。

そして、文化芸術は、「観る」、「聴く」だけでなく、誰もが「創る」ことができるものであり、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、個人のスタイルやレベルに合わせて楽しむことができます。

大和市は、文化芸術振興条例のなかで、一人ひとりが文化芸術を創造、享受する権利を持っていること、いわゆる「文化権」の存在を明示し、「市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくる」ことを掲げました。

この考えに基づき、市民の誰もが、文化芸術に親しみ、心豊かな生活を送ることができるよう、日常生活において文化芸術との接点を生み出し、市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める取り組みを進めていきます。

具体的方策 1 - 1 良質な文化芸術を日常的に触れることのできる機会の充実

ホールやギャラリーといった施設だけでなく、市民にとって身近な場所であるコミュニティセンターや市立病院、市役所などを活用した鑑賞事業を実施するとともに、駅前広場をはじめとする日常の生活空間にアート作品を設置するなど、子どもから大人まで、すべての市民が等しく、良質な文化芸術に触れることができる機会をつくります。

具体的方策 1 - 2 文化的行事や文化芸術活動に関する情報の収集・提供

市民が気軽に文化芸術に触れ、また、自分のライフスタイルに合った活動を見つけることができるよう、市内の文化的行事や文化芸術活動に関する情報を収集し、インターネットや広報誌などの多様なメディアを活用して効果的に情報提供を行います。

具体的方策 1 - 3

文化芸術活動への参加を促す取り組みの推進

多くの人々が集まる身近な場所などを利用して、市内で活動する文化芸術団体と協働で多彩な分野の文化芸術を対象とした参加体験型ワークショップを開催するなど、鑑賞活動等から芽生えた市民の創造意欲を具体的な活動につなげていくための取り組みを進めます。

具体的方策 1 - 4

市民の主体的な文化芸術活動への支援

すべての市民が、個性や主体性を発揮し、身近なところで文化芸術活動を行うことができるよう、創造、発表、交流の場と機会を提供するほか、公募形式により活動資金の助成を行うなど、それぞれのニーズに応じた適切な支援を行います。

具体的方策 1 - 5

文化芸術関係者のネットワークの構築

大和市文化芸術連合会を中心として、分野を超えた文化芸術団体とのネットワークを構築し、多様な交流の機会を通して、相互に刺激し合える関係を築くとともに、個々の団体の活動の幅をさらに広げる取り組みを進めます。

施策目標 2

すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

大和市の将来を担う子どもたちの健やかな成長は、市民の大きな願いです。

大和市文化芸術振興条例では、特に力を注ぐ施策の一つとして、「次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策」を掲げています。

無限の可能性を秘めた子どもたちが質の高い文化芸術に触れることは、子どもたちの感性を磨き、創造力や表現力、コミュニケーション能力など、社会の中で生きていくための基礎的な力を養い、豊かな人間性を育みます。また、同時に、次代の文化芸術の担い手を育てることになります。

大和市に暮らすすべての子どもたちが等しく、多くの感動に出会い、感受性豊かな人間として成長できるよう、地域、学校、行政など様々な主体が一体となって、文化芸術に親しむことのできる環境づくりを進めます。

具体的方策 2 - 1

質の高い文化芸術に触れる機会の確保

文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うために、市内外を問わず、様々な活動主体と連携し、子どもたちが、質の高い文化芸術に触れることのできる機会を確保します。

具体的方策 2 - 2

文化芸術の参加体験機会の確保

これまで文化芸術団体が個々に展開していた体験講座を集約して、(仮称)大和艺术こども倶楽部を創設し、多彩な文化芸術を日常的に楽しく学ぶことのできる機会を確保します。また、演劇などの手法を用い、表現することの楽しさを学ぶワークショップの実施を検討します。

具体的方策 2 - 3

創造活動の成果を発表する機会の確保

文化芸術の活動意欲の向上、同じ分野で活動する同世代との交流の促進を図るために、子どもたちを対象としたコンクールや公演、展示会などの開催を推進し、創造活動の成果を発表するための機会を確保します。

具体的方策 2 - 4

子どもの読書活動の推進

やまとブックスタートの実施や専任の学校図書館司書の配置、保育園・幼稚園・学校と市立図書館との連携など、大和市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちが本と出会い、親しむことのできる取り組みを進めます。

施策目標 3

文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の振興にあたっての基本的な考え方の一つとして、「守り育ててきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する」ことを掲げています。

大和市には、趣味や生きがいとして楽しむ人から、高度な技術や専門知識を持って活動する人まで、様々な形で文化芸術に関わる市民がいます。なかでも、伝統文化の継承者やプロのアーティスト、文化芸術の指導者は、大和の文化芸術を先導する役割を果たす人材であり、こうした優秀な担い手を育てることは、本市の文化芸術の発展に大きく寄与します。

また、文化芸術を身近なものとするためには、表現者と鑑賞者の橋渡し役を担うプロデューサーやそれを支える人たちの存在が不可欠です。今後は、創造活動の担い手だけでなく、これらの人材の発掘、育成にも積極的に取り組んでいく必要があります。

大和の文化芸術を先導しようとする意欲的な市民が、自らの能力を存分に発揮し、文化芸術の牽引者となるよう、その発掘、育成に力を注いでいきます。

具体的方策 3 - 1

若者の創造活動への支援

文化芸術の発展の大きな原動力となる若者の創造活動を支援するために、アーティストを目指す若い世代が、自主性や主体性を損なうことなく、創造性を最大限発揮し、ステップアップを図ることのできる機会づくり、場づくりに取り組みます。

具体的方策 3 - 2

伝統文化継承者の育成

大和固有の伝統文化を将来に向けて継承していくために、その技術を保存する取り組みを進めるとともに、子どもたちをはじめ、多くの市民にその価値を再認識する機会の提供などを通じて、継承者の育成の支援を行います。

具体的方策 3 - 3

文化芸術プロデューサー、文化芸術ボランティアの育成

市内の多様な人材や文化資源を結びつけ、魅力ある文化芸術事業を企画する文化芸術プロデューサー、市民が文化芸術に親しむためのサポートをする文化芸術ボランティアの育成及び活用についての検討を行います。

具体的方策 3 - 4

アーティストバンクの整備

アーティストの活動の場や市民が文化芸術に親しめる機会の拡充を図るため、市内での公演、講座等の開催に積極的なアーティストや文化芸術活動の指導者などの人材情報を紹介するアーティストバンクの整備を図ります。

施策目標 4

大和の文化芸術の魅力を外内外にアピールする

大和市では、音楽、演劇、美術、文芸、芸能など様々な分野において、数多くの団体や個人が活発に活動しています。こうした活動によって創り出された文化芸術は、大和の個性となって、多くの人を魅了するものとなります。しかし、現在の大和市は、これらの活動を内外にアピールする場や機会が十分ではありません。

また、本市には、日本考古学を牽引する遺跡や歴史の重みを感じさせる建造物、地域に伝わる伝統行事など、歴史的な文化資源が数多くあるものの、これらの価値や魅力を十分に伝えることができず、これらを効果的に発信する環境を整えていくことが重要な課題となっています。

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の継承、創造に加え、「発信する」ことを市民の役割として掲げています。

市民が、この条例で定めた役割を確実に果たすことができるよう、ハード、ソフトの両面で発信力を強化し、観光や国際化の施策とも連携しながら、大和の文化芸術の魅力を内外にアピールしていきます。

具体的方策 4 - 1

新たな文化芸術拠点の整備推進

大和ならではの文化芸術を創造、発信する拠点として、市民の創造活動を高めるスクール機能と市内外の多彩な人々が集うサロン機能を備えた（仮称）やまと芸術文化ホールの整備に向けた取り組みを進めます。

具体的方策 4 - 2

文化芸術週間での集中的な事業展開

文化芸術、観光、国際部門などが企画する文化イベントを集中的に展開し、伝統的なものから先進的なもの、日本の文化から外国の文化まで、大和の文化芸術を広く発信する（仮称）やまとアートウィークを新たに設けます。

具体的方策 4 - 3

文化芸術の振興に寄与した者の顕彰

高い芸術性を有し、市内を中心に優れた創造活動を行っているアーティストや大和の文化芸術の発展に貢献された文化人を顕彰し、これら文化芸術の担い手とその活動を大和の文化芸術の魅力として市内外へ発信します。

具体的方策 4 - 4

文化芸術と観光との連携

市民の力によって創り出された文化イベントや祭りを観光部門と連携しながら、内外へアピールするとともに、泉の森や引地台公園など集客機能を持つ観光資源を文化芸術の発信の場として活用する方策について検討していきます。また、都市観光の観点から、市の持つ歴史文化資源の魅力を分かりやすく発信し、その知名度を高めていきます。

施策目標 5

多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

大和市文化芸術振興条例では、子どものための施策と並ぶ重要な施策として、「多文化共生のための施策」を掲げています。

厚木基地を抱え、インドシナ難民の定住促進センターが存在していた大和市には、現在も多くの外国人が暮らしています。まちの中で外国人を見かけたり、外国語が聞こえてきたりすることも今や珍しいことではありません。このような現状を考えると、多様な国籍や文化を持つ人々が互いを認め合いながら、同じ市民としてともに暮らすことのできる多文化共生社会を目指すことが、今後の大和市が進むべき方向といえます。

多文化共生社会を実現するためには、日本人市民と外国人市民が信頼関係を築いていくことが重要です。外国人市民は日本の文化や慣習を、また、日本人市民も多様な文化を理解し、お互いに向き合っていくことが必要です。

こうした認識のもと、文化、芸術の振興を通じて、お互いの文化を認め合いながら、国籍や民族を超えてコミュニケーションを図ることができる環境を整えていきます。

具体的方策 5 - 1

日本人市民が異文化を知る機会の確保

諸外国の異なる文化を知り、理解を深める上で欠かせない外国語によるコミュニケーション能力を高める国際理解教育を推進するなど、学校教育や様々な学習の場において、日本人市民が異文化を知る機会を確保します。

具体的方策 5 - 2

外国人市民が日本文化を学ぶ機会の確保

外国人市民が、日本人市民と円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、日本語能力の向上はもとより、日本文化や生活習慣などに対する理解を深めるための取り組みを進めます。

具体的方策 5 - 3

文化芸術交流活動の促進

友好都市を中心とした海外都市との交流や、市内で行われる国際交流フェスティバルから市民が主催する交流会まで、さまざまな場で行われる国際交流活動において、文化や芸術を媒体とした交流が行われるような取り組みを進めます。あわせて、交流活動の主体となる市民の積極的な参加を促す方策について検討していきます。

7. 文化芸術振興の担い手と役割

大和市文化芸術振興条例では、市民と市が果たす役割をそれぞれ定めています。

市民、文化芸術団体、市などの文化芸術振興の担い手が、相互に連携して、適切な役割を果たすことができるよう、それぞれの担い手に次のような役割を期待します。

印は中心的な役割を果たす担い手

施策目標	役割	市民	団体・ 芸術家等	学校	財団・ 観光協会	事業者・ 商店街等	市
市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	文化芸術の鑑賞、体験機会の提供						
	文化芸術に関する情報の収集、提供						
	文化芸術の創造、発表機会の提供						
	文化芸術の鑑賞、創造、発表活動への主体的な参加						
	主体的な創造、発表活動の展開						
	寄附金等による文化芸術振興のための事業支援						
	市民と文化芸術をつなげるためのコーディネート						
すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	子どもの文化芸術の鑑賞、体験機会の提供						
	子どもの文化芸術の創造、発表機会の提供						
	子どもの読書活動の推進						
	子どもの文化芸術活動への参加に対する理解						
	子どもと文化芸術をつなげるためのコーディネート						
文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる	若者の創造活動への支援						
	伝統文化の技術の保存、継承						
	伝統文化の価値を再認識する機会の提供						
	文化芸術プロデューサーの育成						
	文化芸術のボランティア活動への主体的な参加						
	アーティストバンクの整備						
大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする	新たな文化芸術拠点の整備						
	寄附金等による文化芸術拠点の整備支援						
	大和の文化の核となるイベントの開催						
	市内で活躍する芸術家等の把握、発信						
	歴史文化資源の保存、公開、普及						
	観光資源等を活用した文化芸術の発信						
多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる	外国人市民の母国文化を理解する機会の提供						
	国際理解教育の推進						
	外国人市民が日本文化を学ぶ機会の提供						
	海外友好都市との文化芸術交流の促進						
	日本人市民と外国人市民との文化芸術交流の推進						

8 . モニタリング

計画の進捗状況を適切に把握するため、施策目標に対応した項目をそれぞれ設定し、継続的にモニタリングを行います。モニタリングを踏まえ、新たな方策の必要性や方策の変更などを検討して、計画の見直しに反映させていきます。

項目	計算式等	現状数値（平成21年度実績）
芸術や文化活動が盛んに行われていると思う市民の割合	市民意識調査で測定	36.6% 【平成20年度実績】
文化芸術事業（市主催・共催）来場者数	文化祭+さくら文芸祭+コミュニティ音楽館の入場者数	2,536人
大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合	市民意識調査で測定	35.8% 【平成20年度実績】
歴史文化施設の利用者数	郷土民家園+つる舞の里歴史資料館+下鶴間ふるさと館利用者（入園・入館者）数	81,085人
国際交流が行われていると思う市民の割合	市民意識調査で測定	18.7% 【平成20年度実績】

ここでは、第8次総合計画に掲げられている「成果を計る指標」のほか、文化芸術振興審議会からの意見を踏まえて、計画の進行管理上、必要となる項目を設定します。